

ヒズブッラーと特別法廷

レバノンに立ちこめる暗雲の意味

溝渕 正季

『Asahi 中東マガジン』2010年11月12日掲載

2010年11月、レバノンは「レバノン特別法廷（Special Tribunal for Lebanon、以下 STL）」の話題で持ちきりだ。そして、その渦中にいるのがヒズブッラーである。STLとは、平たく言えば、2005年2月に起きたラフィーク・ハリリー元首相暗殺事件の真相を究明すべく、国連主導の下で設置された国際裁判所である。同様の国際裁判所の例としては、例えば旧ユーゴスラビア戦犯法廷（ICTY）やシエラレオネ特別法廷（SCSL）などが挙げられる。

様々な紆余曲折を経て、2009年3月ようやく開廷に漕ぎ着けた STL であったが、開廷早々の同年5月、ドイツの『シュピーゲル』紙が「起訴されるのはヒズブッラーのメンバーである」とのリーク記事を流したことにより、STLには早くから暗雲が立ち込めていた。そして2010年7月、ヒズブッラーの最高指導者であるハサン・ナスルッラー書記長が「STLはイスラエルの策謀である」と公に発言したことに端を発し、この問題はレバノンを真っ二つに割る大騒動へと発展していく。今や、STLでのヒズブッラーのメンバーに対する起訴は内戦への引き金であるとさえ言われている。

だが、ハリリー暗殺事件の下手人としてヒズブッラーのメンバーを起訴することが、なぜかくも大きな問題となるのか。この点を理解するためには、ヒズブッラーがレバノンにおいていかなる存在なのかを理解する必要がある。

そもそもヒズブッラーとは、内戦のただ中であつた1982年、イスラエルによるレバノン侵攻への草の根的抵抗運動として誕生した政治政党・抵抗運動組織である。誕生当初からイスラエルを「非合法で拡張主義的なシオニスト政体」と断じてきたヒズブッラーは、1990年の内戦終結以降も軍事力を保持し続けることを特権的に認可され、対イスラエル抵抗運動を継続してきた。その結果、彼らは、2000年5月にはイスラエル軍の占領下にあつた南部レバノン地域を「解放」し、2006年夏のレバノン戦争においてはイスラエル軍と互角以上に渡り合うなど、その軍事的存在感を誇示し続けてきた。

かたやヒズブッラーは、1990年に内戦が終結するや、対イスラエル抵抗運動を継続する一方で、合法的な政党として政治活動を本格的に開始する。その手始めとして、内戦終結以降初となつた1992年の国民議会選挙への候補者擁立を決定、結果として全128議席中8議席を獲得するに至る。そして、その後の議会選挙においてもコンスタントに議席を確保

し続け、2005年以降は挙国一致内閣に参加して閣僚を輩出している。

同時に、ヒズブッラーの NGO 組織としての側面も見落とすことはできない。ヒズブッラーは、ベイルート南部郊外、南部レバノン地域、およびベカー高原地域といった、政府による開発が遅れている地域において、様々な非営利の社会福祉活動（例えば、医療・衛生、電気・水道、教育・メディア、インフラ整備など）を展開しており、かつ、彼らによって提供されるサービスの質は極めて高い。この点は、しばしば非効率と腐敗によって特徴付けられる国家の行政サービスとは対照的だ。

このように、ヒズブッラーは3つの分野にまたがる複合的な活動を通じて、その支持者層を着実に拡大していくと共に、魑魅魍魎が渦巻くレバノン政界の権力闘争を巧みに勝ち抜き、その政治的・社会的影響力を急速に増してきた。また、その背景には、アラブ・イスラエル紛争の「最前線」に位置するヒズブッラーの、シリアやイランとの「戦略的同盟関係」が存在していた点も無視することはできない。アラブ・イスラエル紛争以外の文脈においても、両国はレバノンに独自の利害関係を有しているが、そのいずれもヒズブッラーの影響力が増すことで利益を得るという点では一致している。今やヒズブッラーは激動のレバノン情勢における「台風の目」であり、良くも悪くも全てはヒズブッラーを中心に回っていると言っても過言では無かろう。

このように、レバノンにおいてヒズブッラーがいかに重要なアクターであるか、理解できただろうか。それゆえに、この例えが適切かどうかは分からないが、日本において民主党・小沢一郎議員が刑事告訴されるか、あるいはそれ以上のインパクトを、レバノンにおけるヒズブッラー・メンバーの起訴は持つのである。STLの動向と同じく、ヒズブッラーの打つ次の一手から目が離せない。

(c) 溝淵正季